



特別研究会報告要旨

【行政対応特別研究〔交渉戦略〕】
特別研究会報告要旨（2005年10月5日）

農地制度の改正と農業への新規参入について

（農林水産省経営局）角 好陸

現在、農地に関しては、農地の総面積の48%に相当する225万haが利用集積（平成16年3月末現在）されている一方で、高齢化等の進展による担い手不足、集積農地の分散化等の問題に直面しており、今後、更に担い手への集積の加速化が必要となっている、耕作放棄地が、昭和60年から平成12年までに13万haから34万haに増加している、他方で、市民農園の整備が進められる等都市住民等の農地利用のニーズが高まっているといった課題に対応する必要性が生じている。

このため、担い手に対する農地の利用集積を加速化するとともに、リース特区の全国展開を実施するほか、増加傾向にある耕作放棄地の解消・防止策を強化するため、農業経営基盤強化促進法、農地法等が改正され、平成17年9月1日に施行された。

具体的には、担い手への農地の利用集積を促進するため、集落営農の役割分担等の明確化、担い手に対する農地の利用集積目標の明示等の農用地利用規程の充実による集落営農の組織化、法人化、農業生産法人への金銭出資、貸付信託の制度化等の農地保有合理化事業の拡充による農地の仲介機能の強化を行った。

また、これまで「リース特区」でのみ認められていた農業生産法人以外の法人への農地等の貸付けを全国展開するため、耕作放棄地が相当程度存在する区域において、市町村と参入法人がきちんと農業を行う旨協定を締結し、市町村等が参入法人に対して農地をリース（協定違反の場合はリース契約を解除）す

るという農業経営基盤強化促進法に基づく特定法人貸付事業を創設した。

さらに、体系的な遊休農地対策を整備するため、遊休農地対策の都道府県基本方針、市町村基本構想への位置付け、遊休農地の買入・借受協議対象者の追加（合理化法人に加え、特定農業法人等を追加）及び都道府県知事の裁定による利用権の設定、遊休農地の管理に関し、農地保有者等に対する措置命令（草刈等）の制度化等を行った。

このような制度改正が進められる中で、既に、リース特区において、積極的な企業の農業参入の動きが見られる。

食品製造業のA社では、これまでの品種開発・栽培技術を生かし、トマト消費の裾野を拡大するため、平成10年4月より農業生産法人への出資・支援の形で、生鮮トマトの生産・販売事業を行ってきたが、16年10月には、農業生産法人以外の法人に他の企業と共同出資する形で事業を拡大している。外食事業者のB社も、食材調達のため、平成14年4月に農業生産法人として子会社を設立して農業分野に参入していたが、15年9月には、リース特区制度の施行を踏まえて、100%出資の新たな会社を設立している。このほか、加工業者が新たに生産部門に進出している事例、建設会社が農業参入している事例等も見受けられるようになってきており、農林水産省としても、新しい事例を更に調査し、新規参入のための制度の普及、説明会の実施、農地に関する情報提供等の支援を行っていくことを考えている。

（文責 吉田行郷）